

## 昭和四十二年法律第二十三号

印紙税法  
印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の全部を改正する。

### 目次

- 第一章 総則(第一条—第六条)
- 第二章 課税標準及び税率(第七条)
- 第三章 納付、申告及び還付等(第八条—第十四条)
- 第四章 雜則(第十五条—第二十条)
- 第五章 罰則(第二十一条—第二十四条)
- 附則

### 第一章 総則

(趣旨)

この法律は、印紙税の課税物件、納稅義務者、課税標準、税率、納付及び申告の手続その他印紙税の納稅義務の履行について必要な事項を定めるものとする。

**第二条** 別表第一の課税物件の欄に掲げる文書には、この法律により、印紙税を課する。

**第三条** (納稅義務者) 別表第一の課税物件の欄に掲げる文書のうち、第五条の規定により印紙税を課さないもののとされる文書(以下「課税文書」という。)の作成者は、その作成した課税文書につき、印紙税を納める義務がある。

2 課税文書につき、連帶して印紙税を納める義務がある。  
(課税文書の作成とみなす場合等)

**第四条** 別表第一第三号に掲げる約束手形又は為替手形で手形金額の記載のないものにつき手形金額の補充がされた場合には、当該補充をした者が、当該補充をした時に、同号に掲げる約束手形又は為替手形を作成したものとみなす。

2 別表第一第一号から第二十号までの課税文書を新たに作成したものとみなす。  
3 文書を一年以上にわたり継続して使用する場合には、当該課税文書を作成した日から一年を経過した日以後最初の付込みをした時に、当該課税文書を新たに作成したものとみなす。

3 第九号及び第十八号から第二十号までに掲げる文書を除く。)に、同表第一号から第十七号まで及び第九号の課税文書(同表第三号から第六号まで)により証されるべし。

**第六条** 印紙税の納稅地は、次の各号に掲げる課税文書の区分に応じ、当該各号に掲げる場所とする。

き事項の追記をした場合又は同表第十八号若しくは第十九号の課税文書として使用するための付込みをした場合には、当該追記又は付込みをした者が、当該追記又は付込みをした時に、当該追記又は付込みに係る事項を記載した課税文書を新たに作成したものとみなす。

4 別表第一第十九号又は第二十号の課税文書(以下この項において「通帳等」という。)に次の各号に掲げる事項の付込みがされた場合において、当該付込みがされた事項に係る記載金額(同表の課税物件表の適用に関する通則4に規定する記載金額をいう。第九条第三項において同じ。)が当該各号に掲げる金額であるときは、当該付込みがされた事項に係る部分については、当該各号に掲げる受取書等への付込みがなく、当該各号に規定する課税文書の作成があつたものとみなす。

5 別表第一第一号の課税文書により証されるべき事項(十万円を超える金額)と別表第一第二号の課税文書により証されるべき事項(百万円を超える金額)との間に掲げる受取書に限る。)により証されるべき事項(百万円を超える金額)。

6 前項の規定は、次条第三号に規定する者とそ他の者(国等を除く。)とが共同して作成した文書で同号に規定するものについて準用する。

**第五条** 別表第一の課税物件の欄に掲げる文書のうち、次に掲げるものには、印紙税を課さない。  
1 别表第一の非課税物件の欄に掲げる文書  
2 别表第一の非課税物件の欄に掲げる文書  
3 別表第一の非課税物件の欄に掲げる文書  
4 別表第一の非課税物件の欄に掲げる文書  
5 別表第一の非課税物件の欄に掲げる文書  
6 別表第一の非課税物件の欄に掲げる文書

一 第十一条第一項又は第十二条第一項の承認による課税文書これらに係る承認を受けた税務署に係る課税文書の記載金額が明確でないことその他印紙税の保全上不適当であると認めるとときは、当該請求を棄却することができる。

二 第九条第一項の請求に係る課税文書に請求を受けた税務署長の所属する税務署の管轄区域内の場所

三 第十条第一項に規定する印紙税納付計器に規定する納付印を押す課税文書 当該印紙

4 別表第一第十九号又は第二十号の課税文書(以下この項において「通帳等」という。)に次の各号に掲げる事項の付込みがされた場合において、当該付込みがされた事項に係る記載金額(同表の課税物件表の適用に関する通則4に規定する記載金額をいう。第九条第三項において同じ。)が当該各号に掲げる金額であるときは、当該付込みがされた事項に係る部分については、当該各号に掲げる受取書等への付込みがなく、当該各号に規定する課税文書の作成があつたものとみなす。

5 別表第一第一号の課税文書により証されるべき事項(十万円を超える金額)と別表第一第二号の課税文書により証されるべき事項(百万円を超える金額)との間に掲げる受取書に限る。)により証されるべき事項(百万円を超える金額)。

6 前項の規定は、次条第三号に規定する者とそ他の者(国等を除く。)とが共同して作成した文書で同号に規定するものについて準用する。

**第六条** 印紙税の納付計器の使用による納付の特例

1 課税文書の作成者は、政令で定めるところにより、印紙税納付計器により表示するべき印紙税額に相当する金額を表示して納付印を押すことができる。

2 前項の承認を受けた者は、前二項の規定により印紙税納付計器を使用する前に、政令で定めることにより、第一項の税務署長に対し、当該印紙税納付計器により表示することができ、当該印紙税額に相当する金額の総額を限度として当該印紙税納付計器を使用するため必要な措置を講ずることを請求しなければならない。

3 第一項の承認を受けた者は、前二項の規定により印紙税納付計器を使用する前に、政令で定めることにより、第一項の税務署長に対し、当該印紙税納付計器により表示することができ、当該印紙税額に相当する金額の総額を限度として当該印紙税納付計器を使用するため必要な措置を講ずることを請求しなければならない。

4 前項の請求をした者は、同項の表示することができる金額の総額に相当する印紙税を、同項の措置を受ける時までに、国に納付しなければならない。

5 第一項の承認を受けた者が印紙税に係る法令の規定に違反した場合その他印紙税の取締り上の措置を受ける時までに、国に納付しなければならない。

6 第一項の承認を受けた者が印紙税に係る法令の規定に違反した場合その他印紙税の取締り上の措置を受ける時までに、国に納付しなければならない。

3 税務署長は、第一項の請求があつた場合において、当該請求に係る課税文書の記載金額が明らかでないことその他の印紙税の保全上不適当であると認めるとときは、当該請求を棄却することができる。

4 別表第一第十九号又は第二十号の課税文書(以下この項において「通帳等」という。)に次の各号に掲げる事項の付込みがされた場合において、当該付込みがされた事項に係る記載金額(同表の課税物件表の適用に関する通則4に規定する記載金額をいう。第九条第三項において同じ。)が当該各号に掲げる金額であるときは、当該付込みがされた事項に係る部分については、当該各号に掲げる受取書等への付込みがなく、当該各号に規定する課税文書の作成があつたものとみなす。

5 別表第一第一号の課税文書により証されるべき事項(十万円を超える金額)と別表第一第二号の課税文書により証されるべき事項(百万円を超える金額)との間に掲げる受取書に限る。)により証されるべき事項(百万円を超える金額)。

6 前項の規定は、次条第三号に規定する者とそ他の者(国等を除く。)とが共同して作成した文書で同号に規定するものについて準用する。

**第七条** 印紙税の課税標準及び税率は、別表第一の各号の課税文書の区分に応じ、同表の課税標準及び税率の欄に定めるところによる。

**第八条** 課税文書の作成者は、次条から第十二条までの規定の適用を受ける場合を除き、当該課税文書に課されるべき印紙税に相当する金額の印紙(以下「相当印紙」という。)を、当該課税文書の作成の時までに、当該課税文書に課されるべき印紙税に相当する方法により、印紙税を納付しなければならない。

2 課税文書の作成者は、前項の規定により当該課税文書に印紙をはり付ける場合には、政令で定めることにより、当該課税文書と印紙の彩色とかけ、判明に印紙を消さなければならぬ。

3 第一項の承認を受けた者は、前二項の規定により印紙税納付計器を使用する前に、政令で定めることにより、第一項の税務署長に対し、当該印紙税納付計器により表示することができ、当該印紙税額に相当する金額の総額を限度として当該印紙税納付計器を使用するため必要な措置を講ずることを請求しなければならない。

4 前項の請求をした者は、同項の表示することができる金額の総額に相当する印紙税を、同項の措置を受ける時までに、国に納付しなければならない。

5 第一項の承認を受けた者が印紙税に係る法令の規定に違反した場合その他印紙税の取締り上の措置を受ける時までに、国に納付しなければならない。

6 第一項の承認を受けた者が印紙税に係る法令の規定に違反した場合その他印紙税の取締り上の措置を受ける時までに、国に納付しなければならない。

7 第一項の承認を受けた者が印紙税に係る法令の規定に違反した場合その他印紙税の取締り上の措置を受ける時までに、国に納付しなければならない。

8 第一項の承認を受けた者が印紙税に係る法令の規定に違反した場合その他印紙税の取締り上の措置を受ける時までに、国に納付しなければならない。

9 第一項の承認を受けた者が印紙税に係る法令の規定に違反した場合その他印紙税の取締り上の措置を受ける時までに、国に納付しなければならない。

10 第一項の承認を受けた者が印紙税に係る法令の規定に違反した場合その他印紙税の取締り上の措置を受ける時までに、国に納付しなければならない。

11 第一項の承認を受けた者が印紙税に係る法令の規定に違反した場合その他印紙税の取締り上の措置を受ける時までに、国に納付しなければならない。

12 第一項の承認を受けた者が印紙税に係る法令の規定に違反した場合その他印紙税の取締り上の措置を受ける時までに、国に納付しなければならない。

13 第一項の承認を受けた者が印紙税に係る法令の規定に違反した場合その他印紙税の取締り上の措置を受ける時までに、国に納付しなければならない。

14 第一項の承認を受けた者が印紙税に係る法令の規定に違反した場合その他印紙税の取締り上の措置を受ける時までに、国に納付しなければならない。

15 第一項の承認を受けた者が印紙税に係る法令の規定に違反した場合その他印紙税の取締り上の措置を受ける時までに、国に納付しなければならない。

16 第一項の承認を受けた者が印紙税に係る法令の規定に違反した場合その他印紙税の取締り上の措置を受ける時までに、国に納付しなければならない。

第一項又は第二項の規定により印紙税に相当する金額を表示して納付印を押す方法について必要な事項は、財務省令で定める。  
(書式表示による申告及び納付の特例)

6 第一項第一号の課税文書につき同項の承認を受けている者は、当該承認に係る課税文書につき同項の適用を受ける必要がなくなったときは、政令で定める手続により、その旨を同項の税務署長に届け出るものとする。

二 課税標準数量に対する印紙税額及び当該印紙税額の合計額（次項において「納付すべき税額」という。）

三 その他参考となるべき事項

前項の規定による申告書を提出した者は、当

2 ときは、政令で定めるところにより、第十一條第一項又は第十二條第一項の承認の申請者に対し、金額及び期間を指定して、印紙税につき担保の提供を命ずることができる。

国税庁長官、国税局長又は税務署長は、必要

ち、その様式又は形式が同一であり、かつ、その作成の事実が後日においても明らかにされるもので次の各号の一に該当するものを作成しようとする場合には、政令で定めるところにより、当該課税文書を作成しようとする場所の所在地の所轄税務署長の承認を受け、相当印紙のはり付けに代えて、金銭をもつて当該課税文書に係る印紙税を納付することができる。

**第十二条** 別表第一第一十八号及び第十九号の課税文書のうち政令で定める通帳（以下この条において「預貯金通帳等」という。）の作成者は、政令で定めるところにより、当該預貯金通帳等を作成しようとする場所の所在地の所轄税務署長の承認を受け、相当印紙の貼付けに代えて金銭をもつて、当該承認の日以後の各課税期間

該申告書の提出期限までに、当該申告書に記載した納付すべき税額に相当する印紙税を国に納付しなければならない。

第一項の承認を受けている者は、当該承認に係る預貯金通帳等につき同項の適用を受ける必要がなくなつたときは、政令で定めるところにより、その旨を同項の税務署長に届け出るものとする。

があると認めるときは、前項の金額又は期間を  
変更することができる。  
**(納付印等の製造等の禁止)**  
**第十六条** 何人も、印紙納付計器、納付印（指  
定計器以外の計器その他の器具に取り付けられ  
たものを含む。以下同じ。）又は納付印の印影  
に紛らわしい外観を有する印影を生ずべき印  
(以下「内寸印等」と総称する。)を製作し、反

3 2 一 每月継続して作成されこととされているもの  
二 特定の日に多量に作成されることとされ  
いるもの

前項の承認の申請者が第十五条の規定により  
命ぜられた担保の提供をしない場合その他印紙  
税の保全上不適当と認められる場合には、税務  
署長は、その承認を与えないことができる。  
第一項の承認を受けた者は、当該承認に係る

（四月一日から翌年三月三十一日までの期間を）  
いう。（以下この条において同じ。）内に作成する  
る当該預貯金通帳等に係る印紙税を納付する  
とができる。

前項の承認の申請者が第十五条の規定により  
命ぜられた担保の提供をしない場合その他印紙  
税の保全上不適当と認められる場合には、税務  
署長は、その承認を与えないことができる。

第一項の承認を受けた者は、当該承認に係る

**第十三条** (過誤納の確認等) 印紙税に係る過誤納金 (第十条第四項の規定により納付した印紙税で印紙税納付計器の設置の廃止その他の事由により納付の必要がなくなつたものを含む。以下この条において同じ。) の還付を受けようとする者は、政令で定めるところにより、その過誤納の事実につき納稅地の所轄稅務署長の確認を受けなければならぬ。ただし、第十一條及び第十二条の規定に

（印紙納付計算器の販売業又は納付印の  
印等の製造、販売又は所持をしようとする者  
が、政令で定めるところにより、当該製造、販  
売若しくは所持をしようとする場所の所在地の  
所轄税務署長の承認を受けた場合又は第十条第  
一項の承認を受けて印紙納付計算器を所持する  
場合は、この限りでない。  
(印紙納付計算器の販売業等の申告等)

4 課税文書の作成の時までに、当該課税文書に財務省令で定める書式による表示をしなければならない。  
第一項の承認を受けた者は、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該課税文書が同項第一号に掲げる課税文書に該当する場合には毎月分（当該課税文書を作成しなかつた月分を除く。）をその翌月末日までに、当該課税文書が同項第二号に掲げる課税文書に該当する場合には同号に規定する日の属する月の翌月末日までに、その承認をした税務署長に提出しなければならない。

預貯金通帳等に、課税期間において最初の付込みをする時までに、財務省令で定める書式による表示をしなければならない。ただし、既に当該表示をしている預貯金通帳等については、この限りでない。

第一項の承認を受けた場合には、当該承認を受けた者が課税期間内に作成する当該預貯金通帳等は、当該課税期間の開始の時に作成するものとみなし、当該課税期間内に作成する当該預貯金通帳等の数量は、当該課税期間の開始の時における当該預貯金通帳等の種類ごとの当該預貯金通帳等に係る口座の数として政令で定めるところにより計算した数に相当する数量とみなす。

2 よる申告書（当該申告書に係る国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十八条第二項若しくは第十九条第三項（期限後申告・修正申告）に規定する期限後申告書若しくは修正申告書又は同法第二十四条から第二十六条まで（更正・決定）の規定による更正若しくは決定を含む。）に係る印紙税として納付され、又は第二十条に規定する過怠税として徴収された過誤納金については、この限りでない。

第九条第二項又は第十条第四項の規定により印紙税を納付すべき者が、第九条第一項又は第二条第一項の税務署長に対し、政令で定めるところにより、印紙税に係る過誤納金（前項の規

2 製造業若しくは販売業をしようとする者は、その販売場又は製造場ごとに、政令で定めるところにより、その旨を当該販売場（その者が販売場を設けない場合には、その住所とし、住所がない場合には、その居所とする。）又は製造場の所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。印紙税納付計器の販売業者又は納付印の製造業者若しくは販売業者が当該販売業又は製造業の廃止又は休止をしようとする場合も、また同様とする。

第十条第一項の承認を受けて同項の印紙税納付計器を設置した者が当該設置を廃止した場合

にあつては、同号に規定する日)に作成した当該課税文書の号別及び種類並びに当該種類ごとの数量及び当該数量を税率区分の異なるごとに合計した数量(次号において「課税標準数量」という。)

す。  
第一項の承認を受けた者は、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、課税期間ごとに、当該課税期間の開始の日から算算して一月以内に、その承認をして税務署に提出する。

誤を受けていたもの及び同項たゞし書に規定する過誤納金を除く。)の過誤納の事実の確認とその納付すべき印紙税への充当とをあわせて請求したときは、当該税務署長は、その充当をすることができる。

第十八条 第十一条第一項又は第十二条第一項の  
記帳義務

には、政令で定めるところにより、その旨を同項の税務署長に届け出て同条第六項の封の解除その他必要な措置を受けなければならない。

二、(登録料)課税標準数量に對する印紙税額及び當該印紙税額の合計額(次項において「納付すべき税額」という。)

署長に提出しなければならない。  
一 当該承認に係る預貯金通帳等の課税文書の  
号別及び当該預貯金通帳等の種類並びに当該  
種類ごとの前項に規定する政令で定めると  
かく算定し得る額を以て該文書に記入する。

3 第一項の確認又は前項の充当を受ける過誤納金については、当該確認又は充当の時に過誤納金があつたものとみなして、国税通則法第五十六条から第五十八条まで（還付・充当・還付加算金）の規定を適用する。

2 承認を受けた者は、政令で定めるところにより、当該承認に係る課税文書の作成に関する事実を帳簿に記載しなければならない。

印紙税納付計算器の販売業者又は納付印の製造

5 前項の規定による申告書を提出した者は、当該申告書の提出期限までに、当該申告書に記載した納付すべき税額に相当する印紙税を国に納付しなければならない。

るにより計算した当該預貯金通帳等に係る口座の数に相当する当該預貯金通帳等の数量及び該数量を当該号別に合計した数量(次号において「課税標準数量」という。)

## 第四章 雜則

業者若しくは販売業者は、政令で定めるところにより、指定計器又は納付印等の受入れ、貯蔵又は払出しに関する事実を帳簿に記載しなければならない。

(申告義務等の承継)

**第十九条** 法人が合併した場合には、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、合併により消滅した法人の次に掲げる義務を、相続人(包括受遺者を含む。)が、被相続人(包括遺贈者を含む。)の次に掲げる義務を、相続人(包括受遺者を含む。)は、被相続人(包括遺贈者を含む。)の次に掲げる義務を、それぞれ承継する。

一 第十一条第四項又は第十二条第五項の規定による申告の義務

二 前条の規定による記帳の義務

(印紙納付に係る不納税額があつた場合の過怠税の徴収)

**第二十条** 第八条第一項の規定により印紙税を納付すべき課税文書の作成者が同項の規定により納付すべき印紙税を当該課税文書の作成の時までに納付しなかつた場合には、当該印紙税の納付されなかつた場合には、当該課税文書の作成者税地の所轄税務署長は、当該課税文書の作成者に対し、当該納付しなかつた印紙税の額とその二倍に相当する金額との合計額に相当する過怠税を徴収する。

前項に規定する課税文書の作成者が当該課税文書に係る印紙税の納稅地の所轄税務署長に對し、政令で定めるところにより、当該課税文書について印紙税を納付していない旨の申出があり、かつ、その申出が印紙税についての調査があつたことにより当該申出に係る課税文書についての国税通則法第三十二条第一項(賦課決定期による前項の過怠税についての決定)の規定による前項の過怠税についての決定があるべきことを予知してされたものでないとときは、当該課税文書に係る同項の過怠税の額は、同項の規定にかかるらず、当該納付しなかつた印紙税の額と当該印紙税の額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する金額とする。

第八条第一項の規定により印紙税を納付すべき課税文書の作成者が同条第二項の規定により印紙税を消さなかつた場合には、当該印紙税の納稅地の所轄税務署長は、当該課税文書の作成から、当該消されていない印紙の額面金額に相当する金額の過怠税を徴収する。

第一項又は前項の場合において、過怠税の合計額が千円に満たないときは、これを千円とする。

前項に規定する過怠税の合計額が、第二項の規定の適用を受けた過怠税のみに係る合計額であるときは、当該過怠税の合計額については、前項の規定の適用はないものとする。

6 税務署長は、国税通則法第三十二条第三項(賦課決定期通知)の規定により第一項又は第三項の過怠税に係る賦課決定期通知書を送達する場合には、当該賦課決定期通知書に課税文書の種類その他の政令で定める事項を附記しなければならない。

第一項又は第三項の過怠税の税目は、印紙税

7 第二十一條 第五章 罰則

一 偽りその他不正の行為により印紙税を免れ、又は免れようとした者

二 偽りその他不正の行為により第十四条第一項の規定による還付を受け、又は受けようとした者

三 前項の犯罪に係る課税文書に対する印紙税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍が百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、百万円を超える当該印紙税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項の規定による相当印紙の貼付けをしなかつた者

二 第十一条第四項又は第十二条第五項の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた者

三 第十六条の規定に違反した者

四 第十八条第一項又は第二項の規定による帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

五 第二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第二項の規定による申告をせず、又は同条第三項又は第十二条第三項の規定による表示をしなかつた者

二 第十一条第三項又は第十二条第三項の規定による表示をしなかつた者

三 第十七条第一項の規定による申告をせず、又は同条第二項の規定による届出をしなかつた者

法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

## 附 則 抄

(施行期日) この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

(経過規定の原則) 第二条 この附則に別段の定めがある場合を除き、改正後の印紙税法(以下「新法」という。)の規定は、昭和四十二年七月一日(以下「適用日」という。)以後に作成される文書について適用し、同日前に作成される改正前の印紙税法(以下「旧法」という。)第一条に規定する証書又は帳簿に係る印紙税については、なお従前の例による。

(施行期日) 第二条 この附則に別段の定めがある場合を除き、改正後の印紙税法(以下「新法」という。)の規定は、昭和四十二年七月一日(以下「適用日」という。)以後に作成される文書について適用し、同日前に作成される改正前の印紙税法(以下「旧法」という。)第一条に規定する証書又は帳簿に係る印紙税については、なお従前の例による。

(経過規定) 第三条 新法第四条第二項の規定は、同項の総会等が適用日以後に開始される場合について適用する。この場合において、同項の承認を受けた者が同日前に受け取った当該承認に係る委任状について、同日に受け取つたものとみなす。

(新法第四条第二項の規定による申告を除く) 第四条 旧法第六条たゞし書の規定により同条各号に掲げる方法が用いられていてる旧法第一条に規定する証書又は帳簿で適用日以後に作成されるものは、旧法第四条の規定により算出した印紙税額(次項において「旧法の税額」という。)に相当する金額の印紙がはり付けられているものとみなす。

(納付方法の特例に関する一般的経過規定) 第五条 旧法第六条たゞし書の規定により同条各号に掲げる方法が用いられていてる旧法第一条に規定する証書又は帳簿で適用日以後に作成されるものは、旧法第四条の規定により算出した印紙税額(次項において「旧法の税額」という。)に相当する金額の印紙がはり付けられているものとみなす。

(税額の算出) 第六条 旧法第十二条の規定により算出した印紙税額(以下この項において「新法の税額」という。)が旧法の税額をこえるものに係る当該新法の税額と旧法の税額との差額に相当する印紙税額の納付については、新法第八条から第十二条までの規定の例による。

(預貯金通帳に関する経過規定) 第七条 附則第四条、第五条第一項及び第二項並びに前条第二項において、旧法の規定には、附則第二条又は前条第一項の規定により従前の例によることとされる旧法の当該規定を含むものとする。

(印紙税納付計器の販売業等の申告に関する経過規定) 第八条 旧法第九条ノ二前段の規定による申告をしてこの法律の施行の日前から引き続いて印紙税現金納付計器の販売業又は納付印の製造業若しくは販売業を行なつてゐる者は、同日において新法第十七条第一項前段の規定による申告をしたものとみなす。

(印紙税納付計器の販売業等の申告に関する経過規定) 第九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる印紙税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとされる。

(罰則に関する経過規定) 第十条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる印紙税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとされる。

(農業協同組合中央会の特例) 第十一条 農業協同組合中央会の農業協同組合法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第六十三号)附則第十二条(存続都道府県中央会の農業協同組合連合会への組織変更)に規定する存続都道府県中央会から同条の規定による組織変更をした農業協同組合連合会であつて、同法附則第十八条(組織変更後の農業協同組合連合会に係る事業等に関する特例)の規定により引き続きその名称中に農業協同組合中央会という文字を用いるものは、別表第二に掲げる者とみなして、この法律の規定を適用する。

(施行期日) 第十二条 新法第十二条の規定は、昭和四十三年四月一日以後に作成される預貯金通帳について適用し、同日前に作成される旧法第六条ノ二の承認を受けた預貯金通帳に係る印紙税について

通帳につき新法第十二条第一項の承認を受けたときは、同条第七項の規定の適用上、当該預貯金通帳については、当該承認の日の属する年の前年においても同条第一項の承認を受けた同条第三項の表示をしているものとみなす。

(経過期間に係る旧法の適用関係) 第十三条 附則第四条、第五条第一項及び第二項並びに前条第二項において、旧法の規定には、附則第二条又は前条第一項の規定により従前の例によることとされる旧法の当該規定を含むものとする。

(施行期日) 第十三条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条及び附則第十三条から第三十一条までの規定は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(附則) 第二十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その

適用日において旧法第六条ノ二の承認を受けている者が、当該承認に係る預貯金通帳で同条の表示がされたものを昭和四十三年四月一日以後に作成される旧法第六条ノ二の承認を受けた預貯金通帳に係る印紙税について

適用日において旧法第六条ノ二の承認を受けた預貯金通帳で同条の表示がされたものを昭和四十三年四月一日以後に作成される旧法第六条ノ二の承認を受けた預貯金通帳に係る印紙税について



3  
新法第四条第二項の規定中新株買付契約書に

係する部分は、新法第十三条第一項に規定する交付期限が適用日以後到来する場合について適用する。この場合において、新法第四条第二項の承認を受けた者が同日前に受け取った当該承認

4 改正前の印紙税法（以下「旧法」という。）に係る新株買付契約書については、同日に受け取つたものとみなす。

第九条の規定により税印が押されている文書のうち適用日以後に作成されるもので新法第七条の規定により算出した印紙税額（以下この項に

おいて「新法の税額」という。が旧法第七条の規定により算出した税額（以下この項において「旧法の税額」という。）を超えるものに係

る当該新法の税額と旧法の税額との差額に相当する印紙税額の納付については、新法第八条から第十一条までの規定の例による。

5 前項の場合において、旧法の規定には、附則第二項の規定により従前の例によることとされる旧法の当該規定を含むものとする。

6 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により從前の例によることとされる印紙税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。  
附 則（昭和四九年三月一七日法律第八号抄）

**第一条** (施行期日) この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

施行する  
附 則 (昭和四九年三月二十九日法律第九  
号)抄  
(施行期日)

（施行期日）  
1 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。

（田利四九年三月三〇日施行第一  
○号）抄

第一回の施行する。

**第一条** (施行期日) この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十六条から第二十七条までの規定

は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和五〇年六月一五日法律第四  
る。) める日 (以下「施行日」という。) から施行す

十六条第一項の改正規定、第二十九条の次に一  
条を加える改正規定及び第三十九条ただし書の  
改正規定並びに次条から附則第十五条までの規  
定は、昭和五十三年三月三十一日までの間にお  
いて改令で定める日から施行する。

(施行期日) 四号抄 附 則 (昭和五二年一二月五日法律第八  
十六条第一項の改正規定、第二十九条の次に一  
条を加える改正規定及び第三十九条だし書の  
改正規定並びに次条から附則第十五条までの規  
定は、昭和五十三年三月三十一日までの間にお  
いて政令で定める日から施行する。

第  
**第一條** この法律は、公布の日から起算して五月  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。

附 則 (昭和五二年一二月五日法律第八  
四号) 抄  
(施行期日)

第  
一  
条  
（施行期日）  
附  
則  
（昭和五一年一月五日法律第八  
十六条第一項の改正規定、第二十九条の次に一  
条を加える改正規定及び第三十九条だし書の  
改正規定並びに次条から附則第十五条までの規  
定は、昭和五十三年三月三十一日までの間にお  
いて政令で定める日から施行する。

（施行期日）  
附  
則  
（昭和五三年五月一五日法律第四  
（施行期日）  
四  
号  
抄

十六条第一項の改正規定、第二十九条の次に一  
条を加える改正規定及び第三十九条ただし書の  
改正規定並びに次条から附則第十五条までの規  
定は、昭和五十三年三月三十一日までの間にお  
いて政令で定める日から施行する。

附 則（昭和五二年一二月五日法律第八  
四号）抄

（施行期日）

附 則（昭和五三年五月一五日法律第四  
四号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して五月  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附 則（昭和五三年六月二七日法律第八  
三号）抄**

十六条第一項の改正規定、第二十九条の次に一  
条を加える改正規定及び第三十九条の書の  
改正規定並びに次条から附則第十五条までの規定  
は、昭和五十三年三月三十一日までの間にお  
いて政令で定める日から施行する。

附 則（昭和五二年一二月五日法律第八  
四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して五月  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。

附 則（昭和五三年五月一五日法律第四  
四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五三年六月二七日法律第八  
三号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行し、第二  
条の規定による改正後の石炭及び石油対策特別

十六条第一項の改正規定、第二十九条の次に一 条を加える改正規定及び第三十九条ただし書の 改正規定並びに次条から附則第十五条までの規 定は、昭和五十三年三月三十一日までの間にお いて政令で定める日から施行する。
附 則 (昭和五二年一二月五日法律第八 四号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して五月 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。
附 則 (昭和五三年五月一五日法律第四 四号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和五三年六月二七日法律第八 三号) 抄
(施行期日等)
第一条 この法律は、公布の日から施行し、第二 条の規定による改正後の石炭及び石油対策特別 会計法の規定は、昭和五十三年度の予算から適 用する。

（施行期日）  
**四号**　抄　（昭和五三年五月一五日法律第四  
附　則　（昭和五三年六月二七日法律第八  
附　則　（昭和五三年七月三日法律第八五  
抄　（施行期日等）  
**第一条**　この法律は、公布の日から施行する。  
**第一条**　この法律は、公布の日から施行し、第二  
条の規定による改正後の石炭及び石油対策特別  
会計法の規定は、昭和五十三年度の予算から適  
用する。

（施行期日）  
**四号**　抄　（昭和五三年五月一五日法律第四  
附　則　（昭和五三年六月二七日法律第八  
附　則　（昭和五三年七月三日法律第八五  
抄　（施行期日等）  
**第一条**　この法律は、公布の日から起算して九月  
三十日を経て施行する。  
**第一条**　この法律は、公布の日から施行し、第二  
条の規定による改正後の石炭及び石油対策特別  
会計法の規定は、昭和五十三年度の予算から適  
用する。

**附 則** (昭和五四年一二月一八日法律第八五号)  
（施行期日）  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して九月三十日までの間に施行する。  
**附 則** (昭和五四年五月一五日法律第八四号)  
（施行期日等）  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して五月三十日までの間に施行する。  
**附 則** (昭和五三年六月二七日法律第八三号)  
（施行期日等）  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して五月三十日までの間に施行する。  
**附 則** (昭和五三年七月三日法律第八二号)  
（施行期日）  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して九月三十日までの間に施行する。

十六条第一項の改正規定、第二十九条の次に一  
条を加える改正規定及び第三十九条ただし書の  
改正規定並びに次条から附則第十五条までの規  
定は、昭和五十三年三月三十一日までの間にお  
いて政令で定める日から施行する。

附 則（昭和五二年一二月五日法律第八  
四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して五月  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。

附 則（昭和五三年五月一五日法律第四  
四号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五三年六月二七日法律第八  
三号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行し、第二  
条の規定による改正後の石炭及び石油対策特別  
会計法の規定は、昭和五十三年度の予算から適  
用する。

附 則（昭和五三年七月三日法律第八  
五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。

附 則（昭和五四年一二月一八日法律第  
六五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。

附 則（昭和五四年一二月二八日法律第  
七二号）抄

第十六条第一項の改正規定、第二十九条の次に一  
条を加える改正規定及び第三十九条ただし書の  
改正規定並びに次条から附則第十五条までの規  
定は、昭和五十三年三月三十一日までの間にお  
いて政令で定める日から施行する。

附 則（昭和五二年一二月五日法律第八  
四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して五月  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。

附 則（昭和五三年五月一五日法律第四  
四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五三年六月二七日法律第八  
三号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行し、第二  
条の規定による改正後の石炭及び石油対策特別  
会計法の規定は、昭和五十三年度の予算から適  
用する。

附 則（昭和五三年七月三日法律第八五  
号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。

附 則（昭和五四年一二月一八日法律第  
六五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。

附 則（昭和五四年一二月二八日法律第  
七二号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、昭和五十五年一月一日から  
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、  
当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定（同条中昭和四十二年度以後  
における国家公務員共済組合等からの年金の

<p><b>附 則</b> (昭和五十二年一二月五日法律第八十一条)</p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
<p><b>附 則</b> (昭和五十三年五月一五日法律第四百四号)</p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から施行する。</p>
<p><b>附 則</b> (昭和五十三年六月二七日法律第八三号)</p> <p>(施行期日等)</p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から施行し、第二条の規定による改正後の石炭及び石油対策特別会計法の規定は、昭和五十三年度の予算から適用する。</p>
<p><b>附 則</b> (昭和五十三年七月三日法律第八五号)</p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
<p><b>附 則</b> (昭和五四年一二月一八日法律第六五号)</p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
<p><b>附 則</b> (昭和五四年一二月二八日法律第七二号)</p> <p>(施行期日等)</p> <p><b>第一条</b> この法律は、昭和五十五年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>
<p>第一条の二第三項及び第十二条の三第四項の改正規定を除く)、第二条中国家公務員共済組合における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律第十二条第三項、第十二条の二第三項及び第十二条の三第四項の改正規定を除く)、</p>

十六条第一項の改正規定、第二十九条の次に一  
条を加える改正規定及び第三十九条の次に一  
改正規定並びに次条から附則第十五条までの規  
定は、昭和五十三年三月三十一日までの間にお  
いて政令で定める日から施行する。

附 則（昭和五二年一二月五日法律第八  
四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して五月  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。

附 則（昭和五三年五月一五日法律第四  
三号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五三年六月二七日法律第八  
三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月  
の規定による改正後の石炭及び石油対策特別  
会計法の規定は、昭和五十三年度の予算から適  
用する。

附 則（昭和五三年七月三日法律第八  
五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。

附 則（昭和五四年一二月一八日法律第  
六五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。

附 則（昭和五四年一二月二八日法律第  
七二号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、昭和五十五年一月一日から  
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、  
当該各号に定める日から施行する。

項を削る改正規定、同法第百条第三項、第一百二条第三項、第一百十一条第四項及び第九項並びに附則第三条の二の改正規定、同条を附則第三条の三とし、附則第三条の次に一条を加える改正規定並びに同法附則第十四条の二を削り、附則第十四条の三を附則第十四条の二とする改正規定、第三条中国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第十二条第二項、第四項、第六項及び第七項、第二十二条第二項、第三項及び第五項、第三十二条第二项から第五項まで、第三十三条並びに第四十五条第二項、第六項及び第七項の改正規定並びに同法別表の改正規定(同表の備考四の改正規定を除く)、第四条の規定並びに次項、附則第八条、第九条、第十六条、第十八条、第十九条、第二十二条、第二十二条、第二十条及び第二十五条の規定(公布の日)。

### 附 則 (昭和五四年一二月二八日法律第十七号) 抄 (施行期日等)

第一条 この法律は、昭和五十五年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 中昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の改正規定(同法第三条の九第一項及び第三条の十第一項の改正規定を除く)、第二条中公共企業体職員等共済組合法第四十九条の次に一条を加える改正規定、同法第五十九条の三第一項各号の改正規定、同法第六十三条第二項を削る改正規定及び同法附則第六条の二第一項から第八項までの改正規定並びに附則第七条、第十二条、第十五条、第二十条、第二十二条及び第二十三条の規定(公布の日)。

### 附 則 (昭和五五年五月二〇日法律第五三号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十六条から第三十六条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十六条から第三十六条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)  
この法律は、公布の日から施行する。

1 附 則 (昭和五六年三月三一日法律第一〇号) 抄 (昭和五五年五月三一日法律第七

第一 条 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。  
(一般的経過措置)

### 第二 条

この附則に別段の定めがある場合を除き、改正後の印紙税法(以下「新法」という)の規定は、昭和五十六年五月一日(以下「指定日」という)以後に作成される文書について適用し、指定日前に作成される文書に係る印紙税については、なお従前の例による。

(税印による納付の特例に関する経過措置)

### 第三 条

改正前の印紙税法(以下「旧法」とい

う)第九条第一項の請求に基づき税印が押されている文書のうち指定日以後に作成されるものに係る新法第七条の規定により算出した場合における印紙税額と旧法第七条の規定により算出した場合における印紙税額との差額に相当する印紙税額の納付については、新法第八条から

第二条 改正前の印紙税法(以下「旧法」とい

う)第九条第一項の請求に基づき税印が押さ

れている文書のうち指定日以後に作成されるものに係る新法第七条の規定により算出した場合における印紙税額と旧法第七条の規定により算

出した場合における印紙税額との差額に相当する印紙税額の納付については、新法第八条から

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た

だし、附則第二十一条から第五十五条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た

二 前号に規定する場合以外の場合において、当該過怠税の合計額が五百円に満たないときは、これを五百円とする。  
(罰則に関する経過措置)

一 第五章の章名及び同章第一節から第六節までの節名を削る改正規定、第一百四十八条から第一百九十四条までの改正規定、第四章の二を第五章とする改正規定、第一百九十八条、第一百九十九条及び第二百一条の改正規定並びに附則第二条の十三第一項の改正規定(第四章の二)を「第五章」に改める部分に限る。並びに附則第四条及び第七条から第十二条までの規定昭和五十七年十二月三十一日までの間において政令で定める日

二 第五章の章名及び同章第一節から第六節までの節名を削る改正規定、第一百四十八条から

第三 第五章の章名及び同章第一節から第六節までの節名を削る改正規定、第一百四十八条から

第四 第五章の章名及び同章第一節から第六節までの節名を削る改正規定、第一百四十八条から

第五 第五章の章名及び同章第一節から第六節までの節名を削る改正規定、第一百四十八条から

第六 第五章の章名及び同章第一節から第六節までの節名を削る改正規定、第一百四十八条から

第七 第五章の章名及び同章第一節から第六節までの節名を削る改正規定、第一百四十八条から

第八 第五章の章名及び同章第一節から第六節までの節名を削る改正規定、第一百四十八条から

第九 第五章の章名及び同章第一節から第六節までの節名を削る改正規定、第一百四十八条から

第十 第五章の章名及び同章第一節から第六節までの節名を削る改正規定、第一百四十八条から

第十一 第五章の章名及び同章第一節から第六節までの節名を削る改正規定、第一百四十八条から

第十二 第五章の章名及び同章第一節から第六節までの節名を削る改正規定、第一百四十八条から

第十三 第五章の章名及び同章第一節から第六節までの節名を削る改正規定、第一百四十八条から

第十四 第五章の章名及び同章第一節から第六節までの節名を削る改正規定、第一百四十八条から

第十五 第五章の章名及び同章第一節から第六節までの節名を削る改正規定、第一百四十八条から

第十六 第五章の章名及び同章第一節から第六節までの節名を削る改正規定、第一百四十八条から

第十七 第五章の章名及び同章第一節から第六節までの節名を削る改正規定、第一百四十八条から

第十八 第五章の章名及び同章第一節から第六節までの節名を削る改正規定、第一百四十八条から

第十九 第五章の章名及び同章第一節から第六節までの節名を削る改正規定、第一百四十八条から

第二十 第五章の章名及び同章第一節から第六節までの節名を削る改正規定、第一百四十八条から

第二十一 第五章の章名及び同章第一節から第六節までの節名を削る改正規定、第一百四十八条から

第二十二 第五章の章名及び同章第一節から第六節までの節名を削る改正規定、第一百四十八条から

第二十三 第五章の章名及び同章第一節から第六節までの節名を削る改正規定、第一百四十八条から

第二十四 第五章の章名及び同章第一節から第六節までの節名を削る改正規定、第一百四十八条から

第二十五 第五章の章名及び同章第一節から第六節までの節名を削る改正規定、第一百四十八条から

第二十六 第五章の章名及び同章第一節から第六節までの節名を削る改正規定、第一百四十八条から

第二十七 第五章の章名及び同章第一節から第六節までの節名を削る改正規定、第一百四十八条から

第二十八 第五章の章名及び同章第一節から第六節までの節名を削る改正規定、第一百四十八条から

第二十九 第五章の章名及び同章第一節から第六節までの節名を削る改正規定、第一百四十八条から

第三十 第五章の章名及び同章第一節から第六節までの節名を削る改正規定、第一百四十八条から

第三十一 第五章の章名及び同章第一節から第六節までの節名を削る改正規定、第一百四十八条から

第三十二 第五章の章名及び同章第一節から第六節までの節名を削る改正規定、第一百四十八条から

第三十三 第五章の章名及び同章第一節から第六節までの節名を削る改正規定、第一百四十八条から

一 一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三



附 則 (平成元年六月二八日法律第五二)

(施行期日)  
号)抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成元年六月二八日法律第五七)

(施行期日)  
号)抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成元年一二月二二日法律第八)

(施行期日)

四月一日

四 第一条中国民年金法目次の改正規定、同法

第七条から第九条まで、第四十五条、第九十

五条の二及び第一百十二条の二の改正規定、同

法第十章の章名の改正規定、同章第一節の節

名の改正規定、同法第一百五十五条の前に款名を

付する改正規定、同条の次に一条を加える改

正規定、同法第一百十六条の改正規定、同法第

百十八条の次に一条及び款名を加える改正規

定、同法第一百十九条の改正規定、同条の次に

四条及び款名を加える改正規定、同法第一百二

十条、第一百二十二条、第一百二十四条及び第百

二十五条の改正規定、同法第一百二十六条の次

に款名を付する改正規定、同法第一百零章第二

節、第三節及び第四節の節名を削る改正規

定、同法第一百二十七条の改正規定、同条の次

に一条及び款名を加える改正規定、同法第一百

二十八条の改正規定、同条の次に一条を加え

る改正規定、同法第一百二十九条から第一百三十

二条までの改正規定、同条の次に一条を加え

る改正規定、同法第一百三十二条及び第一百三十

三条の改正規定、同条の次に款名を付する改

正規定、同法第一百三十四条の改正規定、同条の

次に一条及び款名を加える改正規定、同法第一百

三十六条及び第一百三十七条の改正規定、

同法第一百三十七条の次に一節及び節

名を加える改正規定、同法第一百三十八条の改

正規定、同法第一百三十九条の次に一条を加え

附 則 (平成二年六月二九日法律第六〇)

(施行期日)  
号)抄

第一条 この法律は、平成三年四月一日から施

行する。

附 則 (平成二年六月二九日法律第六二)

(施行期日)  
号)抄

第一条 この法律は、平成四年十月一日から施

行する。

附 則 (平成三年四月二六日法律第四六)

(施行期日)  
号)抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

附 則 (平成三年四月二六日法律第四七)

(施行期日)  
号)抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

附 則 (平成三年四月二六日法律第四八)

(施行期日)  
号)抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

附 則 (平成三年五月三〇日法律第六六)

(施行期日)

附 則 (平成四年五月六日法律第三五)

(施行期日)  
号)抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

附 則 (平成四年五月六日法律第三九)

(施行期日)  
号)抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

附 則 (平成五年三月三一日法律第十八)

(施行期日)  
号)抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

附 則 (平成五年五月二六日法律第五三)

(施行期日)  
号)抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

附 則 (平成六年三月三一日法律第二十七)

(施行期日)  
号)抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。









(罰則に関する経過措置)

**第二百十一条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第二百十二条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** (平成一八年三月三一日法律第二  
一号) 抄

**(施行期日)** 第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一八年三月三一日法律第二  
六号) 抄

**(施行期日)** 第一条 この法律は、平成十八年五月二十九日から施行する。

**附 則** (平成一八年六月七日法律第五四  
号) 抄

**(施行期日)** 第一条 この法律は、平成十八年五月二十九日から施行する。

**附 則** (平成一八年六月二一日法律第八  
号) 抄

**(施行期日)** 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (平成一八年六月二一日法律第八  
三号) 抄

**(施行期日)** 第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第一条並びに附則第四条、第三十三条から第一十条までの規定

第十六条、第五十二条第一項及び第二項、第一百五十五条、第一百二十四条並びに第一百三十九条から第三十九条までの規定

二及び三略

第三十三条、第七条、第十三条、第十六条、第十九条及び第二十四条並びに附則第二条第二項、第三十七条から第三十九条までの規定

四 第十三条、第七条、第十三条、第十六条、第十九条及び第二十四条並びに附則第二条第二項、第三十七条から第三十九条までの規定

一条、第四十二条、第四十四条、第五十七条、第六十六条、第七十五条、第七十六条、第七十八条、第七十九条、第八十一条、第八十四条、第八十五条、第八十七条、第八十九条、第九十三条から第九十五条まで、第九十七条から第一百条まで、第一百三条、第一百九条、第一百四十四条、第一百七十七条、第一百八十一条、第一百八十二条、第一百八十三条、第一百二十六条、第一百二十八条及び第一百三十条の規定

平成二十年四月一日から施行する。

一から六まで 略

七 次に掲げる規定

信託法

(平成十八年法律  
第一百八号)の施行の日

イからへまで 略

ト 第八条中印紙税法別表第一第四号の改正

規

次に掲げる規定

証券取引法等の一部を改

正する法律(平成十八年法律第六十五号)の

施行の日

ホ 第八条中印紙税法別表第一第十七号の改

正規

定

イからニまで 略

(罰則に関する経過措置)

**第二百三十二条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該各規定。以下同じ。)の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

**第二百五十七条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条における規定にあっては、当該各規定。以下同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

**第二百五十八条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** (平成一九年五月一一日法律第四  
八号) 抄

**(施行期日)** 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (平成一九年五月一一日法律第四  
五号) 抄

**(施行期日)** 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (平成一九年五月二五日法律第五  
八号) 抄

**(施行期日)** 第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

**附 則** (平成一九年五月二五日法律第五  
三号) 抄

**(施行期日)** 第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

**附 則** (平成一九年五月二五日法律第五  
二号) 抄

**(施行期日)** 第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

**附 則** (平成一九年五月二五日法律第五  
一号) 抄

**(施行期日)** 第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、その他の経過措置の政令への委任

第一条並びに附則第三条から前条までに規定する罰則に関する経過措置

第十六条、第五十二条第一項及び第二項、第一百五十五条、第一百二十四条並びに第一百三十九条から第三十九条までの規定

二及び三略

第三十三条、第七条、第十三条、第十六条、第十九条及び第二十四条並びに附則第二条第二項、第三十七条から第三十九条までの規定

四 第十三条、第七条、第十三条、第十六条、第十九条及び第二十四条並びに附則第二条第二項、第三十七条から第三十九条までの規定

年法律第六十四号)に同一の法律の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるとときは、当該法律の規定は、株式会社商工組合中央金庫法、株式会社日本政策投資銀行法又は地方公営企業等金融機関法によつてまず改正され、次いでこの法律によつて改正されるものとする。

社日本政策投資銀行法又は地方公営企業等金融機関法によつてまず改正され、次いでこの法律によつて改正されるものとする。

ト 第八条中印紙税法別表第一第四号の改正

規

八 次に掲げる規定

証券取引法等の一部を改

正する法律(平成十八年法律第六十五号)の

施行の日

ホ 第八条中印紙税法別表第一第十七号の改

正規

定

イからニまで 略

(罰則に関する経過措置)

**第二百五十九条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該各規定。以下この条における規定にあっては、当該各規定。以下同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

**第二百六十一条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** (平成一九年五月三〇日法律第六  
四号) 抄

**(施行期日)** 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**附 則** (平成一九年六月一三日法律第八  
五号) 抄

**(施行期日)** 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**附 則** (平成一九年六月一三日法律第八  
一号) 抄

**(施行期日)** 第一条 この法律は、平成二十一年十月一日から施行する。

**附 則** (平成一九年六月一三日法律第八  
三号) 抄

**(施行期日)** 第一条 この法律は、平成二十一年十月一日から施行する。

**附 則** (平成一九年六月一三日法律第八  
二号) 抄

**(施行期日)** 第一条 この法律は、平成二十一年十月一日から施行する。

**附 則** (平成一九年六月一三日法律第八  
一号) 抄

**(施行期日)** 第一条 この法律は、平成二十一年十月一日から施行する。

**附 則** (平成一九年六月一三日法律第八  
三号) 抄

**(施行期日)** 第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、その他の経過措置の政令への委任

第一条並びに附則第三条から前条までに規定する罰則に関する経過措置

第十六条、第五十二条第一項及び第二項、第一百五十五条、第一百二十四条並びに第一百三十九条から第三十九条までの規定

二及び三略

略

行

行

行

行

行

行

行

行

行

行

行

行

行

行

行

行

行

行

行

行

行

行

行

行

行

行

行

行

行

行

行

行

行

行

行

行

行

行

**第一条** この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から五まで 略  
六 次に掲げる規定 日本年金機構法（平成十

九年法律第百九号) の施行の日  
イからニまで 略

ホ 第七条中印紙税法別表第一の改正規定  
(罰則に関する経過措置)

**第一百十九条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この條において

規定によるお達前の列によることとされる場合と同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によるお達前の列によることとされる場合

規定は、本法律施行の後に、かかる場合におけるこの法律の施行後にしての行為に対する罰則の適用については、なる既前の例には

(二)本埠の公印の用印は平成二十年四月一日後  
る。

(この法律の公布の日が平成二十年四月一日後となる場合における経過措置)

**第一百十九条の二** この法律の公布の日が平成二十一年四月一日後となる場合におけるこの法律による改正のてしそう法規の規定の適用に關する

る改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関する必要な事項（この附則の規定の読み替えを含む。）

その他のこの法律の円滑な施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(その他の経過措置の政令への委任)  
**第一百二十条** この附則に規定するもののほか、こ

の法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二年三月三一日法律第一〇号）抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から

施行する。ただし、第五条並びに附則第五条第三項から第六項まで及び第七条から第十五条ま

での規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行す

附則（平成二年七月一五日法律第八

(施行期日) ○号抄

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を経てなほ範囲内に於いて政令で定める日から

（調整見定）施行する。

**第六条** (訂正規定) この法律の施行の日が独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律

○号) 附則 (平成二年七月一五日法律第八抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。  
(調整規定)

**第六条** この法律の施行の日が独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律

正規定項の改号		第十八条	第十七条	第十二条	第十五正規定項の改号
号を「同項第十三号」	号に	号を「及び同項第十号」	第一項第十三号	第十五条第一項第十一号及び第十二号	商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平成二十一年法律第八十号)第十条の規定による貸付けを行うこと。
号を「同項第十四号」	号に	号を「、同項第十一号及び第十一号」	第一項第十三号	第十五条第一項第十二号及び第十二号	商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平成二十一年法律第八十号)第十条の規定による貸付けを行うこと。
号を「同項第十五号」		の下に「及び第十二号」を加え	同項第十一号	第十五条第一項第十四号	商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平成二十一年法律第八十号)第十条の規定による貸付けを行うこと。

項条二の十附 の第十表四則 項一二第条第	定改の第第十の十附 正項一一八表四則 規の号項条第条第	定改一二第二 正項条二 規の第十	正規定	第第十八 条第一八 項改五一 号の改	正規定	第第十八 条第一八 項改四一 号の改	正規定	第第十八 条第一八 項改三一 号の改	正規定	第第十八 条第一八 項改二一 号の改	正規定
「第十三号」 を	「第十二号」 を	「同項第十号」 を	「第十一号」 を	「第十三号」 を	「同項第十三号」 を	「第十四号」 を	「同項第十四号」 を	「第十五号」 を	「同項第十五号」 を	「第十六号」 を	「同項第十六号」 を
「第十四号」 を	「第十三号」 を	「同項第十一号」 を	「第十二号」 を	「第十四号」 を	「同項第十四号」 を	「第十五号」 を	「同項第十五号」 を	「第十六号」 を	「同項第十六号」 を	「第十七号」 を	「同項第十七号」 を

第十八条 第一項 第五号の改 正規定	第十五条第一項 第十三号」を 「第十五条第一 項第十二号」 同項第十四号 同項第十五号」 同項第十五号」 同項第十六号	第十五条第一項 第十四号」を 「第十五条第一 項第十二号」 同項第十五号」 同項第十六号
第二十二条 第一条の改 正規	「並びに第十五 条第一項第八 号、第十号及び 第十二号」 同項第十号 同項第十一号」 第十三号	「並びに第十五 条第一項第八 号、第十号及び 第十三号」 第十四号」を 「第十四号」 第十二号」 「第十一号」
第二十 一条 第一項 第一項 正規定	「第十三号」を 「第十一号」 「第十三号」 「第十四号」	「第十四号」を 「第十四号」 「第十二号」 「第十一号」
附 則 （平成二二年三月三一日法律第六 号）抄	（施行期日） 第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 次に掲げる規定 平成二十二年六月一日 イ から今まで 略	（施行期日） 第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 及び二 略

第一条 第一条 第二十二 条第一項 正規定	第一条 第二十二条第一項の改正規	第一条 第一百四十六条 （罰則に関する経過措置）
附 則 （平成二二年三月三一日法律第六 号）抄	（施行期日） 第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 次に掲げる規定 平成二十二年六月一日 イ から今まで 略	（その他の経過措置の政令への委任）
第一条 第一条 第二十二条第一項の改正規	第一条 第一百四十七条 （この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。）	（施行期日） 第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、当該規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ
第一条 第一条 第二十二条第一項の改正規	第一条 第一百四十七条 （この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。）	（その他の経過措置の政令への委任）
第一条 第一条 第二十二条第一項の改正規	第一条 第一百四十七条 （この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。）	（施行期日） 第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、当該規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

第一条 第一条 第二十二条第一項の改正規	第一条 第一百四十七条 （この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。）	第一条 第一百四十六条 （この法律の施行の日が総合特別区域法の施行の日以後である場合には、附則第四条の構造の変化に対応した税制の構築を図るために、所得税率等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二百四十四条）の公布の日から施行する。たとしたならば旧印紙税法別表第十号に掲げる保険証券に該当しないこととなるものについては、新印紙税法別表第一第十号の規定は、適用しない。）
第一条 第一条 第二十二条第一項の改正規	第一条 第一百四十七条 （この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。）	（施行期日） 第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、当該規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ
第一条 第一条 第二十二条第一項の改正規	第一条 第一百四十七条 （この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。）	（施行期日） 第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、当該規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ
第一条 第一条 第二十二条第一項の改正規	第一条 第一百四十七条 （この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。）	（施行期日） 第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、当該規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ
第一条 第一条 第二十二条第一項の改正規	第一条 第一百四十七条 （この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。）	（施行期日） 第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、当該規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

第十五 条 改 正規 定	第十五 项 改 正規 定	第十五 条 改 正規 定	第十五 条 改 正規 定	第十五 条 改 正規 定
第十五条 第一項 第二項の 改 正規 定	第十五 条 改 正規 定	第十五 条 改 正規 定	第十五 条 改 正規 定	第十五 条 改 正規 定
第十五条 第一項 第十三 号 改 正規 定	第十五 条 改 正規 定	第十五 条 改 正規 定	第十五 条 改 正規 定	第十五 条 改 正規 定
第十五条 第一項 第十四 号 改 正規 定	第十五 条 改 正規 定	第十五 条 改 正規 定	第十五 条 改 正規 定	第十五 条 改 正規 定
第十五条 第一項 第十五 号 改 正規 定	第十五 条 改 正規 定	第十五 条 改 正規 定	第十五 条 改 正規 定	第十五 条 改 正規 定











二項（試掘者に係る部分に限る。）、第一百三十三条（前号に掲げる規定及び第十条第一項に係る部分を除き、試掘に係る部分に限る。）、第一百三十四条（試掘に係る部分に限る。）並びに第一百三十七条第二項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）並びに附則第七条、第八条、第十条から第十二条まで、第十七条及び第十九条から第二十一条までの規定（印紙税法の一部改正に伴う経過措置）布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日）並びに第十八条、第十条から第十二条まで、第十七条及び第十九条から第二十一条までの規定（印紙税法の一部改正に伴う経過措置）の日から施行日の前日までの間ににおける前条の規定による改正後の印紙税法別表第一第一号の規定の適用については、同号中「鉱業権、貯留権」とあるのは、「鉱業権」とする。

#### 第二十条（罰則に関する経過措置）

この法律（附則第一条第三号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為及び附則第十五条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 附 則（令和六年六月一二日法律第四七号）抄

##### （施行期日）

第一条 この法律は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条中児童福祉法第二十五条の二の改正規定、第二十条の規定及び第二十一条中子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則

一 第四条第一項の改正規定（施行日から起算して五年を経過する日）を「令和十二年三月三十日」に改める部分に限る。）並びに附則第四十六条の規定（この法律の公布の日

（罰則に関する経過措置）

第四十五条 この法律（附則第一条第四号から第六号までに掲げる規定については、当該規定以下この条において同じ。）の施行前にした行為によることとされる場合におけるこの法律の施行後にして行方に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第四十六条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第二十条** この法律は、この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第二十一条** この法律（附則第一条第三号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為及び附則第十五条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第二十二条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附 則（令和六年六月一二日法律第四七号）抄**

**（施行期日）**

第一条 この法律は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条中児童福祉法第二十五条の二の改正規定、第二十条の規定及び第二十一条中子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則

一 第四条第一項の改正規定（施行日から起算して五年を経過する日）を「令和十二年三月三十日」に改める部分に限る。）並びに附則第四十六条の規定（この法律の公布の日

**（その他の経過措置の政令への委任）**

**第四十六条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附 則（令和六年六月一二日法律第六〇号）抄**

**（施行期日）**

第一条 この法律は、この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第二十条** この法律は、この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第二十一条** この法律（附則第一条第三号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為及び附則第十五条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第二十二条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附 則（令和六年六月一二日法律第六〇号）抄**

**（施行期日）**

第一条 この法律は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条中児童福祉法第二十五条の二の改正規定、第二十条の規定及び第二十一条中子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則

一 第四条第一項の改正規定（施行日から起算して五年を経過する日）を「令和十二年三月三十日」に改める部分に限る。）並びに附則第四十六条の規定（この法律の公布の日

**（その他の経過措置の政令への委任）**

**第四十六条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附 則（令和六年六月一二日法律第六〇号）抄**

**（施行期日）**

第一条 この法律は、この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第二十条** この法律は、この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第二十一条** この法律（附則第一条第三号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為及び附則第十五条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第二十二条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。



とする。  
を含む。  
も契約

え円五円 の円五を千円 の円え円五千の下万え円三円の下万え円二円 の円二を百二も以百る率げ次つ  
一を千 二も以千超万 一も以千を百円 の円五を百 四も以百超万百の下万 とるにき  
億超万 万の下万え円 万の下万超万 二も以百超万 千も以百超万 百の下万え円 の円 す税掲、

の円が約当の除もとるにこにする用定  
も未一金該うくのな文掲のよこさが  
の満万額契ち、一をる書げ号りとれ適

三	
手為又手約 形 替は形束	
にの形げ次手以るに 1 応区金るに形外手掲 じ、分額手掲 の形げ 2	二つ一契の約 2十のえ円五万 の円五を十円二も以十を五十も以五を一円 の円 百き通約な記金 万 るを十円四も以十超億 十の下億超億万の下億超億 六も以 円 に 載額契 六も超億 十の下億え円 万 の円え円 の円え円 万の下
の形 2 の円が形 1 記金 手未十金 載額手 形 満万額手	

円二円 の円二を千円 の円え円五円の下万え円三百の下万え円二円 の円二を百二も以百る率げ次つ  
一を千 四も以千超万 二も以千を百 の円五を百円 の円三を百 四も以百超万百の下万 とるにき通  
超万 千の下万え円 千の下万超万 千も以百超万 六も以百超万 百の下万え円 の円 す税掲、に

賛本形 3 手の  
本又の 形な  
は複手 い

るを十円十も以十を五十も以五を三六も以三を二四も以二を一円 の円え円五万の下万え円三千の下万え  
も超億 五の下億超億万の下億超億万の下億超億万の下億超億 二も以一を千円 の円五を千円 の円三  
のえ円 万 の円え円 の円え円 の円え円 の円え円 万の下億超万 一も以千超万 六も以千

他行又本ロ<sup>。</sup>をるめ<sup>。</sup>をる準お用へ東号項条七(定期示形為覽項条三号第年昭手覽イ二つ一るに2万  
政そは銀除もをの含場用い)<sup>。</sup>の手(第十法め日開の替払(第十二法和形払百き通手掲円二  
令の銀行日くのす定む合すてに準形約二一七第)の始呈手の一(二四第十律七法形の一に形げ次十

に制払二六法あ本住る規義号項条法國及國ニる示額手に國ハクのす取關金定政他行あ出形す取及振機るで  
規限等(条第る邦者非定)、(第第第貿び為手さが形よ通)をる人を融め令当そる人へる人び出關金定  
定の支の十同にの居すに定六一六易外替外表金り貨外除もと受機るで該の銀で振手と受人を融め

と支行あ本住すに(五一六易外替外入物邦又輸貨邦ホも定政手さり法ず定れ表も通るにい等<sup>。</sup>おの(以行す  
し払等る邦者る規義項条法國及國すをには出物かのめ令形れ決にするをる示つ貨本対う。銀い号下る  
て人を銀にが居定号第第第貿び為る輸貨本しをら本るでる済よ方通勘さてを邦す)と行てにこ等銀

出て人をが銀し担も定政手さが形よ通たりし払等る邦者を銀お外拠令国及るにへも定政手さが形よ通す振  
す振と支自行て保のめ令形れ表金り貨本出て人を銀にが営行い国しにのび手掲のめ令形れ表金り貨本り  
本りし払己等とをるでる示額手に邦し振と支行あ本む業てにて準法外形げホるでる示額手に邦出





も外書受けにて取の証有又金2書受券価は錢  
のの以取る掲1書受券価は錢 取の証有又

産を譲渡し  
用させるこ  
と(当該資  
産に係る権  
利を設定す  
ることを含  
む)又は役  
務を提供す  
ることによ  
る対価(手  
付けを含み  
金融商品取  
引法(昭和  
二十三年法  
律第二十五  
号)第二条  
第一項(定  
義)に規定  
する有価証  
券その他こ  
れに準ずる  
もので政令  
で定めるも  
のの譲渡の  
対価、保険  
料その他の  
政令で定める  
ものを除く。  
以下「売上  
代金」とい  
う。)として  
受け取る金  
銭又は有価  
証券の受取  
書をいい、  
次に掲げる

未満の受取書（会社以外の法人で、法規により利益は定められた定款又は定められた定令で、法定の分配を受けることとするが、その他の者に対する分配を受けることは、その他の者による出資のうち、当該出資の出資額がその他の者による出資のうち、当該出資の出資額を超過する場合に限る。）

証券又は有価  
書及び当該  
全部又は一部が売上代  
金であるか否かが当該  
記載事項に明瞭か  
にされない金銭又  
は有価証券の受取書  
ロ 他人の  
事務の委託  
を受けた者  
(以下この欄  
において「受託者」と  
いふ。)が当該  
委託をした者(以下  
この欄において「委託  
者」という。)  
に代わつて売上代金  
を受け取る場合に作成  
する金銭又は有価証券  
の受取書(銀行その他  
の金融機関が作成する  
預貯金口座への振込金  
の受取書その他これに  
類するもので政令で定  
めるものを除く。ニに

以五を三六も以三を二四も以二を一円の円え円五万の下万え円三千の下万え円二円の円二を千円の  
下億超億万の下億超億万の下億超億二も以一を千円の円五を千円の円三を千四も以千超万二もの円え円の円え円の円え円万の下億超万一も以千超万六も以千超万千の下万え円千の

ハ受託者が委託者に代わつて受け取る売上代金の全部又は一部に相当する金額を委託者が受託者から受け取る場合に作成する金銭又は有価証券の受取書ニ受託者が委託者に代つて支払う売上代金の全部又は一部に相当する金額を委託者から受け取る場合に作成

。おいて同じ





号)に定める診療報酬の支払及び診療報酬請求書の審査に関する文書

自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)に定める自動車損害賠償責任保険に関する保険証券若しくは保険料受取書又は同法に定める自動車損害賠償責任共済に関する共済掛金受取書	自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)に定める自動車損害賠償責任保険に関する保険証券若しくは保険料受取書又は同法に定める自動車損害賠償責任共済に関する共済掛金受取書	国民健康保険法に定める国民健康保険の業務運営に関する文書	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第百三十九条第一項各号(支払基金の業務)に掲げる業務、同法附則第十一条第一項(病床転換助成事業に係る支払基金の業務)に規定する業務、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第百六十条第一項各号(支払基金の業務)に掲げる業務、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第二百四号)第三十六条の二十五第一項各号(支払基金の業務)に掲げる業務及び子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七十一条の十五第一項(連合会の業務)に掲げる事業並びに確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)第七十三条(企業型年金に係る規定の準用)において準用	国民年金基金連合会	国民年金基金連合会	社会保険診療報酬支払基金	国民健康保険会社又は同法第六条第二項に規定する組合	基金又は同法第一条(目的)に規定する保険者
中小企業退職金共済法(昭和十四年法律第二百六十号)第七条第三項(退職金共済手帳の交付)の退職金共済手帳又は同法第七十条第一項(業務の範囲)に規定する業務のうち、同法第四十四条第四項(掛け金)に規定する退職金共済証紙の受払いに関する業務に係る金銭の受取書	中小企業退職金共済法(昭和十四年法律第二百六十号)第七条第三項(退職金共済手帳の交付)の退職金共済手帳又は同法第七十条第一項(業務の範囲)に規定する業務のうち、同法第四十四条第四項(掛け金)に規定する退職金共済手帳又は同法第七十条第一項(業務の範囲)に規定する業務のうち、同法第四十四条第四項(掛け金)に規定する退職金共済手帳又は同法第七十二条第一項(業務の委託)の規定に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構から退職金共済証紙の受払いに係る業務に係る金銭の受取書	国民健康保険会社又は同法第六条第二項に規定する保険者	同法第二条(業務の特例)に規定する文書	する同法第三十三条规定する文書				
(平成十四年法律第二百二十七号)	第九条第一号(業務の範囲)に掲げる農業者年金事業に関する文書又は同法附則第六条第一項第一号(業務の特例)に規定する文書	児童福祉法(昭和二十二年法律第一百六十四号)第五十六条の五の二(連合会の業務)の規定による業務、高齢者の医療の確保に関する法律第一百五十五条第一項(国保連合会の業務)の規定による業務、介護保険法(平成十六条第一項第一号及び第二号並びに第二項第三号(連合会の業務)に掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第九十六条の二(連合会の業務)の規定による業務に関する文書	同法第二条(業務の委託)に規定する農業協同組合	第九条第一号(業務の範囲)に掲げる農業者年金事業に関する文書又は同法附則第六条第一項第一号(業務の特例)に規定する文書				
独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第二百二十七号)	第九条第一号(業務の範囲)に掲げる農業者年金事業に関する文書又は同法附則第六条第一項第一号(業務の特例)に規定する文書	児童福祉法(昭和二十二年法律第一百六十四号)第五十六条の五の二(連合会の業務)の規定による業務、高齢者の医療の確保に関する法律第一百五十五条第一項(国保連合会の業務)の規定による業務、介護保険法(平成十六条第一項第一号及び第二号並びに第二項第三号(連合会の業務)に掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第九十六条の二(連合会の業務)の規定による業務に関する文書	同法第二条(業務の委託)に規定する農業協同組合	第九条第一号(業務の範囲)に掲げる農業者年金事業に関する文書又は同法附則第六条第一項第一号(業務の特例)に規定する文書				
人農業者年金法(平成十四年法律第二百二十七号)	第九条第一号(業務の範囲)に掲げる農業者年金事業に関する文書又は同法附則第六条第一項第一号(業務の特例)に規定する文書	児童福祉法(昭和二十二年法律第一百六十四号)第五十六条の五の二(連合会の業務)の規定による業務、高齢者の医療の確保に関する法律第一百五十五条第一項(国保連合会の業務)の規定による業務、介護保険法(平成十六条第一項第一号及び第二号並びに第二項第三号(連合会の業務)に掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第九十六条の二(連合会の業務)の規定による業務に関する文書	同法第二条(業務の委託)に規定する農業協同組合	第九条第一号(業務の範囲)に掲げる農業者年金事業に関する文書又は同法附則第六条第一項第一号(業務の特例)に規定する文書				